

暗号資産等クロニクル(米国大統領令等) <2023.2.24 更新>

米バイデン大統領の大統領令(EO14067)で求められている事項とその対応状況について(報告書等)

(大統領令の経緯)

2022/3/9	Executive Order on Ensuring Responsible Development of Digital Assets (Executive Order 14067) 拡大するデジタル金融に対し、米国が先陣を切って近代的な制度を整えていく必要があるとして、政府機関等に対し、調査・検討する具体的な内容を示すとともに報告書の提出等を義務付けた。
2022/9/16 (180 日後)	FACT SHEET: White House Releases First-Ever Comprehensive Framework for Responsible Development of Digital Assets 大統領令に対する報告状況を取りまとめた報告書

(命令事項とその対応状況)

	命令事項等	対象	期限	対応(公表済の報告書等)
1 章 ポリシー				
2 章 目的				
3 章 調整				
4 章 米 CDBC に関する指針と方策				
(b)	通貨と支払いシステムの将来に関する 報告書を提出 する。	財務長官	180 日以内	The Future of Money and Payments (2022/9)
(c)	CBDC が決済システムの効率を改善し、どの程度コストを削減できるのか、継続して 調査・報告し、金融政策への影響を評価することを推奨 する。	FRB 議長	—	—
(d)	国家安全保障担当大統領補佐官(APNSA) および経済政策担当大統領補佐官(APEP) を通じて、米国の CBDC を発行するために法改正が必要かどうか、それが適切で国益にかなうかどうか 評価を提供 する。	司法長官	180 日以内	—
(d)	APNSA および APEP を通じて、4(b) で提出された報告書、および 4(c) で作成された検討資料に基づいて、対応する 立法案を大統領に提出 する。	司法長官	210 日以内	—
5 章 消費者、投資家、および企業を保護するための措置				
(b) (i)	デジタル資産の開発と採用、および金融市場と決済システムの変化の影響について(必要に応じて潜在的な規制および立法措置を含む政策提言を含める)、 報告書を提出 する。	財務長官	180 日以内	Crypto-Assets: Implications for Consumers, Investors, and Businesses (2022/9/16)
	CBDC システムの導入を促進およびサポートするために関連機関で必要となる技術インフラ、能力、および専門知識の 技術的評価を提出 する(米国政府の業務および政府サービスの提供にどのように影響するかについての 考察または推奨事項も含める)。	ホワイトハウス科学技術政策局(OSTP)	180 日以内	Technical Evaluation for a US Central Bank Digital Currency System (2022/9/16) Technical Design Choices for a US Central Bank Digital Currency System (2022/9/16) Policy Objectives for a U.S. CBDC System (2022/9/16)
(b) (iii)	発見、調査における法執行機関の役割に関する 報告書を提出 する(必要に応じて、規制または立法措置に関する勧告が含まれる)。	司法長官	180 日以内	The Role of Law Enforcement in Detecting, Investigating, And Prosecuting Criminal Activity Related to Digital Assets (2022/9/16)

(b) (iv)	デジタル資産の成長が競争政策にどのような影響を与える可能性があるかを検討することが推奨される。	司法長官、連邦取引委員会 (FTC) の議長、消費者金融保護局 (CFPB) の局長	—	—
(b) (v)	デジタル資産のユーザーを保護するために、それぞれの法域内でプライバシーまたは消費者保護措置がどの程度使用される可能性があるか、および追加の措置が必要かどうかを検討することが推奨される。	FTC の議長、CFPB の局長	—	—
(b) (vi)	デジタル資産のリスクに対処するために、それぞれの法域内で投資家および市場保護措置をどの程度使用できるか、および追加の措置が必要かどうかを検討することが推奨される。	SEC 議長、CFTC 議長、連邦準備制度理事会議長、連邦預金保険公社取締役会議長、通貨監督官	—	—
(b) (vii)	分散型台帳技術と短期、中期、および長期の経済的および長期的な関係(気候への影響、エネルギー政策への影響を含める)について、報告書提出する。	ホワイトハウス科学技術政策局長	180 日以内	Climate and Energy Implications of Crypto-Assets in the United States (2022/9/8)
	5(b)(vii)に基づく報告で特定された知識のギャップに対処することを含め、この命令のセクションに記載されているレポートを更新する。	科学技術政策局長	5(b)(vii)報告書提出から1年以内	—
6章 金融の安定を促進し、システムリスクを軽減し、市場の健全性を強化するための行動				
(a)	金融システム全体にわたって、その完全性を保護し、その安定性を促進する保護を確立し、監督する上で重要な役割を果たす。	SEC, CFT, CFPB および連邦銀行機関を含む金融規制当局	—	—
(b)	FSOC を招集し、さまざまな種類のデジタル資産によってもたらされる特定の金融安定性リスクと規制ギャップを概説し、そのようなリスクに対処するための推奨事項を提供するレポートを作成する。	財務長官	210 日以内	US Treasury Report on Digital Asset Financial Stability Risks and Regulation (2022/10/3)
7章 違法な金融および関連する国家安全保障上のリスクを制限するための措置				
(b)	機密扱いまたは非機密扱いの戦略の補足付属書(暗号通貨、ステーブルコイン、CBDC 等によってもたらされる違法な金融リスクに関する追加の見解)を大統領に提出することが出来る。 (2022 Strategy) National Strategy for Combatting Terrorist and Other Illicit Financing (2022/5/13)	財務長官ほか関連機関の長	2022Strategy 提出から 90 日以内	—(機密扱い?)
(c)	デジタル資産に関連する違法な金融および国家安全保障上のリスクを軽減するための戦略の結論に基づいて、行動計画を策定する。	財務長官	2022Strategy 提出から 120 日以内	Action Plan to Address Illicit Financing Risks of Digital Assets (2022/9/20)
(d)	デジタル資産の違法な資金調達のリスクに対処するための保留/提案または将来の規則制定(*)について、関連機関に通知し、協議する。 (*) The National Money Laundering Risk Assessment; the National Terrorist Financing Risk Assessment; the National Proliferation Financing Risk Assessment; and the updated National Strategy for Combating Terrorist and Other Illicit Financing	財務長官	全ての報告完了から 120 日以内	—
8章 国際協力と米国の競争力の促進に関連する政策と行動				
(b) (i)	(b) デジタル資産と金融革新に関する国際協力と米国の競争力の促進に関するポリシーを推進す	財務長官	120 日以内	—

	るため、外国のカウンターパートとの機関間の国際的な関与のためのフレームワークを確立し、必要に応じて、デジタル資産の使用および取引方法に関するグローバルな原則と標準の採用を適応、更新、および強化し、デジタル資産の開発を促進する 国際フォーラムを確立する ものとします。			
(b)(ii)	枠組みの下でとられた優先行動とその有効性に関する 報告書を提出 する。	財務長官	8(b)(i) の枠組み確立から 1 年以内	—
(b)(iii)	米国の経済競争力を高めるための 枠組みを確立する ものとする。デジタル資産技術における、およびその活用。	商務長官	180 日以内	Responsible Advancement of US Competitiveness in Digital Assets (2022/9/16)
(b)(iv)	デジタル資産に関連する犯罪行為を検出、調査、起訴するための国際的な法執行機関の協力を強化する方法について、 報告書を提出 する。	司法長官	90 日以内	How To Strengthen International Law Enforcement Cooperation For Detecting, Investigating, And Prosecuting Criminal Activity Related To Digital Assets (2022/6/6)
9 章 定義				
10 章 一般条項				